

〔23〕 建築物省エネ法

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、①建築物のエネルギー消費性能適合性判定（省エネ適合性判定）と②省エネ計画の届出が必要になります。

また、任意で③建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（性能向上計画認定）と④建築物のエネルギー消費性能に係る認定（性能基準適合認定）の二つの認定を受けることができます。

それぞれの概要を下表に示します。

区分	①省エネ適合性判定	②省エネ計画の届出	③性能向上計画認定	④性能基準適合認定
施行日	H29. 4. 1	H29. 4. 1	H28. 4. 1	H28. 4. 1
対象行為	新築、増築、改築	新築、増築、改築	新築、増築、改築、 修繕、模様替、 設備設置、設備改修	工事完了後
対象規模用途	2,000 m ² 以上の 非住宅	300 m ² 以上の住宅、 非住宅（省エネ適合 性判定対象を除く）	住宅、非住宅 （部分認定有）	住宅、非住宅 （部分認定無）
提出時期	工事着手前	工事着手の 21 日前	工事着手前	工事の完了後
主な メリット	—	—	省エネ性能向上化 に資する部分の 容積率不算入 （10%を限度）	基準適合認定 マークの表示
基準	省エネ基準	省エネ基準	誘導基準 （省エネ基準より 高い水準の基準）	省エネ基準

詳しくはこちらをご覧ください。

名古屋市 建築物省エネ

検索 

「名古屋市:建築物省エネ法について(事業向け情報)」

(<http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/39-6-3-15-0-0-0-0-0-0-0.html>)